

狛江市交通安全対策会議条例

平成25年 3 月29日

条例第14号

(設置)

第1条 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、
狛江市交通安全対策会議（以下「交通安全会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通安全会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 狛江市交通安全計画の作成及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、総合的な交通安全施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 交通安全会議は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

(1) 東京都の職員 1人

(2) 警視庁調布警察署の警察官 1人

(3) 市の職員 3人以内

(4) 狛江市教育委員会の関係者 1人

(5) 狛江市立小中学校PTA連合会の関係者 1人

(6) 狛江市内の幼稚園又は保育園の関係者 1人以内

(7) 調布交通安全協会の関係者 2人以内

(8) 公募による市民委員 3人以内

(9) その他市長が必要と認める者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通安全会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、交通安全会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、交通安全会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通安全会議に諮って定める。